

## 産業廃棄物処分業許可証

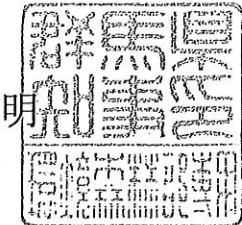
住 所 群馬県渋川市川島1839番地1

氏 名 北進重機株式会社

代表取締役 杉村輝夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 28年 1月 9日

許可の有効期限 平成 33年 1月 8日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

中間処理（破碎（固定式及び移動式））、中間処理（破碎）

## (2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎（固定式及び移動式））①木くず（以上1種類）

※ 移動式及び固定式

中間処理（破碎（固定式及び移動式））①木くず（以上1種類）

中間処理（破碎）①木くず（以上1種類）

## 2 事業の用に供するすべての施設

## (1) ア 中間処理施設（破碎（固定式及び移動式））の設置場所

群馬県渋川市川島字山崎1831番13及び1831番14（移動式で使用する場合は前橋市内及び高崎市を除く群馬県内一円（産業廃棄物の発生現場に限る。））

## イ 中間処理施設（破碎（固定式及び移動式））の設置年月日

平成 21年 7月 15日

中間処理施設（破碎（固定式及び移動式））の許可年月日及び許可番号

平成 21年 5月 15日 群馬県第329 - 0号

## ウ 中間処理施設の最大処理能力

## (ア) 施設の種類 破碎（固定式及び移動式）

産業廃棄物の種類及び能力

木くず [87.8t/日]

## エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県渋川市川島字山崎1831番13及び1831番14

## オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 100.6㎡ 保管容量 150.6m<sup>3</sup>

## (2) ア 中間処理施設(破碎(固定式及び移動式))の設置場所

群馬県渋川市金井字又郷山2275番1、2275番5、2276番6及び2276番7(移動式で使用する場合は前橋市内及び高崎市内を除く群馬県内一円(産業廃棄物の発生現場に限る。))

## イ 中間処理施設(破碎(固定式及び移動式))の設置年月日

平成 27年 9月 2日

## 中間処理施設(破碎(固定式及び移動式))の許可年月日及び許可番号

平成 27年 7月 23日 群馬県第331-1号

## ウ 中間処理施設の最大処理能力

## (7) 施設の種類 破碎(固定式及び移動式)

産業廃棄物の種類及び能力

木くず [96.2t/日]

## エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

固定式として使用する場合には、中間処理施設(3)の保管場所を使用する。

## (3) ア 中間処理施設(破碎)の設置場所

群馬県渋川市金井字又郷山2275番1、2275番5、2276番6及び2276番7

## イ 中間処理施設(破碎)の設置年月日

平成 27年 9月 2日

## 中間処理施設(破碎)の許可年月日及び許可番号

平成 27年 7月 24日 群馬県第383-0号

## ウ 中間処理施設の最大処理能力

## (7) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

木くず [125.8t/日]

## エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県渋川市金井字又郷山2275番1、2275番5、2276番6及び2276番7

## オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 381.3㎡ 保管容量 622.1m<sup>3</sup>

## 3 許可の条件

なし

中間処理施設(2)の破碎機を固定式として使用する場合は、設置場所に他の破碎機がないこと。

## 4 許可の更新、変更の状況

平成 13年 1月 9日 新規許可

平成 14年 4月 3日 変更許可

平成 18年 1月 9日 更新許可

平成 23年 1月 9日 更新許可

平成 28年 1月 9日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

